

小学校及び中学校の将来を見据えた
学校の在り方について（答申）
（案）

令和 年 月 日

嵐山町立小中学校再編等審議会

【資料 1】

1. 小学校及び中学校の将来を見据えた学校の在り方について

嵐山町長及び嵐山町教育委員会の諮問を受け、嵐山町立小学校及び中学校の将来を見据えた学校の在り方について審議した結果、学校の数と位置について以下の結論に至りました。

◎結論

嵐山町立小学校 3 校を 1 校に再編統合する
嵐山町立中学校 2 校を 1 校に再編統合する
新しい学校の場所は現在の菅谷小学校及び菅谷中学校の場所とする

◎提言

(1) 学校規模の維持並びに教育内容の充実について

児童生徒の人数が減っているために損なわれつつある望ましい教育環境を向上させるため、現在の小学校 3 校を 1 校に再編統合、現在の中学校 2 校を 1 校に再編統合し、一定の学校規模を維持すること。

また、これまで嵐山町の小中学校で取り組んできた小中連携をさらに進め、**小学校 6 年間・中学校 3 年間**を見通した小中一貫教育制度の導入等を検討し、教育内容の充実を図るなかで、嵐山町ならではの魅力ある学校を創造し、嵐山町内外にその魅力を発信すること。

(2) 学校施設について

現在の菅谷小学校及び菅谷中学校の校舎は築 45 年以上経過しており、学校施設の老朽化対策は大きな課題となっている。小中学校を再編統合するにあたり、新小学校及び新中学校の校舎は児童生徒が安全で快適な学校生活を送ることができる校舎でなくてはならない。また、ICT 教育に対応し、新時代の学校教育に対応可能な設備を備えていることも必須である。

校舎の整備については、長寿命化改修、改築、新築など様々な方法の中から最適な方法により整備すること。また、整備後のメンテナンス計画を作成し、適切な管理を行うこと。

(3) 再編の時期について

町内各小・中学校とも、国の示す適正規模の基準を下回っており、特に七郷小学校では、令和 9 年度にも複式学級が発生する可能性があることや、中学校においても**教科指導や部活動の指導に支障が生じている状況に鑑み**、早期に再編を進めること。

【資料 1】

2. 学校再編を進めるにあたっての配慮事項

(1) 通学時の安全確保について

児童生徒の通学時における安全確保は、学校施設設置者の重大な責務である。徒歩・自転車通学の通学路となる道路には危険箇所がないように道路整備を実施すること。

また、町内全ての町立小学校と中学校をそれぞれ1校に再編統合するため、児童生徒の通学については遠距離通学となるケースが想定される。学校の再編統合により児童生徒の通学が大きな負担とならないよう、スクールバス等による通学支援は必須である。

スクールバス等の導入に当たっては以下の点を要望する。

- ・利用者負担を求めず、無料でバス等を利用できるようにすること。
- ・コミュニティバスとしての導入も視野に入れ、児童生徒だけでなく嵐山町民の移動利便性の向上に貢献できるかを検討すること。
- ・停留所については、安全に待機ができる場所とすること。
- ・スクールバス等の対象となる実質的な通学距離や通学時間に関する基準については、学校や保護者と連携し具体化すること。

(2) 工事期間中の児童生徒への配慮について

新小中学校の校舎を整備するにあたり、その工事期間中は現在通学中の児童生徒への影響が最小限となるよう配慮すること。また、再編完了までの期間において、既存施設の着実な改修を実施すること。

(3) 小中学生の活動エリアについて

新しい学校においては、小学生と中学生の校舎、グラウンドなどの活動エリアを明確に区分し、必要に応じて行き来ができるようにすること、並びにグラウンド等の複数確保と区画分けについて検討すること。

(4) 廃校となる学校の跡地利用について

廃校となる学校の跡地は、防災拠点や地域コミュニティ、スポーツ施設等広範な役割を担うことから、嵐山町全体を見渡した視点から有効な利用方法を検討すること。

(5) 学童保育（放課後児童クラブ）への配慮

子ども達の健全育成や放課後の居場所づくりを推進する観点から、学童保育（放課後児童クラブ）については、利用者に不便が生じない

【資料 1】

よう配慮すること。スクールバス導入時には、バス利用者がこれまで通り学童保育を利用できるように、関係部署と連携しながら検討すること。

3. おわりに

嵐山町長及び嵐山町教育委員会より嵐山町立小中学校の将来を見据えた学校の在り方について諮問を受け、当審議会では児童生徒の減少が進む社会情勢を踏まえながら、児童生徒数の今後の推移、学校の適正規模、通学距離、教職員の適正配置、学校が地域で果たす役割、既存施設の状況、小中学生・未就学児童の保護者に実施したアンケート結果など多角的な視点から審議を重ね、子ども達にとってより良い学校を創造するため、上記の結論に至りました。

この後、具体的な再編計画を策定することが想定されますが、計画策定時には保護者及び地域住民に対して説明会を開催し、十分な情報提供がされることを望みます。

当審議会は、小中学生及び未就学児童の保護者を対象に実施したアンケートを会議資料として使用し、審議会委員には各小中学校や幼稚園、保育所等の保護者の代表者や地域の代表者として区長を任命するなど、保護者の声・地域の声を反映させながら進めてまいりました。嵐山町長及び嵐山町教育委員会には、この答申を尊重しながら、学校再編の取組を推進していただくことを強く望みます。

資料

- ・嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例
- ・諮問書
- ・嵐山町立小中学校再編等審議会委員名簿
- ・嵐山町立小中学校再編等審議会開催経過
- ・嵐山町児童生徒数予測
- ・嵐山町立小中学校校舎の築年数
- ・審議会における主な質問事項